

令和元年度 危険物取扱者保安講習の案内

一般社団法人 鹿児島県危険物安全協会
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町5番19号
鹿児島県石油会館3階
電話・FAX 099-257-5200

◎消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく令和元年度危険物取扱者に対する危険物取扱作業の保安に関する講習を、鹿児島県知事から委託を受けて、次のとおり実施します。

1. 講習の種別

- 講習は、次の①、②、③の種別毎に実施します。
- ①…給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
 - ②…石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
 - ③…①及び②に掲げる危険物施設以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

2. 講習の期日及び実施場所

(1) 種別毎の期日及び実施場所(会場)は、次のとおりです。

期 日	実 施 場 所 ・ 会 場		会場電話番号	種別
7月 5日(金)	徳之島町	徳之島建設会館	0997-82-1196	①・③
7日(日)	和泊町	和泊町社会福祉センター	0997-92-2299	①・③
9日(火)	鹿児島市	鹿児島県市町村自治会館	099-206-1010	①
10日(水)	〃	〃	〃	③
10日(水)	奄美市	県立奄美図書館	0997-52-0244	①・③
12日(金)	西之表市	種子島建設会館	0997-22-0935	①・③
17日(水)	伊佐市	大口ふれあいセンター	0995-22-1613	①・③
19日(金)	日置市	日置市中央公民館	099-273-1919	①・③
24日(水)	薩摩川内市	川内文化ホール	0996-22-5211	①
25日(木)	〃	〃	〃	③
30日(火)	霧島市	霧島市国分庁舎別館4階	0995-64-0433	①・③
8月 1日(木)	出水市	出水市中央公民館	0996-63-2106	①・③
16日(金)	南さつま市	南さつま市民会館	0993-53-2331	①・③
20日(火)	曾於市	曾於市末吉総合センター	0986-76-7100	①・③
23日(金)	指宿市	指宿市民会館	0993-22-4105	①・③
28日(水)	鹿児島市	鹿児島県市町村自治会館	099-206-1010	①
29日(木)	〃	〃	〃	③
30日(金)	〃	〃	〃	②
9月 4日(水)	鹿屋市	鹿屋市中央公民館	0994-44-0321	①
5日(木)	〃	〃	〃	③
18日(水)	始良市	始良市加音ホール	0995-62-6200	①・③
10月16日(水)	鹿児島市	鹿児島県市町村自治会館	099-206-1010	①・③

(2) 受付時間は、午前9時から9時30分までです。

(3) 講習時間は、午前9時30分から12時30分までです。

3. 受講義務者

危険物取扱者免状を所持し、現に危険物取扱作業に従事しており、次に該当する方は、保安講習の受講が義務づけられています。

- (1) 継続して危険物取扱作業に従事している方（前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内）
- (2) 新たに又は再び従事する方は従事することとなった日から1年以内。ただし、次の(3)に該当する方は、(3)による。
- (3) 前記(2)の例外
新たに又は再び従事する方で、過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている方は免状の交付又は受講した日以後における最初の4月1日から3年以内

4. 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項 …… 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 …… 2時間

5. 受講申請の手続き

- (1) 提出書類 …「危険物取扱者保安講習受講申請書」（以下「受講申請書」という。）
- (2) 受講手数料 … 受講申請書の手数料欄に、4,700円分の鹿児島県収入証紙を貼り付けてください。（注：収入印紙ではありません。）

なお、一度納付した手数料はいかなる理由があっても返還できません。

◎ 収入証紙は、最寄りの交通安全協会、県庁内書店、県の出先機関(地域振興局等)などにあります。

◎ 保安講習受講票は返信用はがきになりますので裏面に必ず62円分の切手を貼ってください。

- (3) 受講申請書の提出先 … 一般社団法人鹿児島県危険物安全協会
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町5番19号 鹿児島県石油会館3階
- (4) 受講申請書の受付期間 … 6月3日(月)から6月21日(金)まで(土・日曜日を除く)
当協会へ持参または封書にて郵送してください。郵送の場合、6月21日消印があるものまで受け付けます。

6. 「保安講習の案内」及び「受講申請書」の置いてある場所

- ◎ 一般社団法人 鹿児島県危険物安全協会
- ◎ 各消防本部(局)の危険物係(又は予防係)、又は主な消防署の査察係など

7. その他注意事項

- (1) 受付後の会場変更は、原則として、認められません。
- (2) 受講日当日は、後日送付(講習日の2週間前頃に発送予定)される「保安講習受講票」及び「危険物取扱者免状」を持参し、受付に提出してください。
なお、提出された免状は、講習終了後、講習済の証印を押印してお返しします。
- (3) 受講義務者が受講すべき期間内に受講しなかった場合は、消防法第13条の2第5項の規定により、免状の返納を命じられることがありますので、注意してください。
- (4) 会場によっては駐車場のないところ、もしくは駐車料金が必要などありますのでご了承ください。
- (5) 実施場所、会場については、各自でご確認ください。

8. 問い合わせ先

一般社団法人鹿児島県危険物安全協会（電話 099-257-5200）